

第2次北斗市男女共同参画

基 本 計 画

令和3年3月

北 斗 市

は じ め に

本市では、平成18年に制定した「北斗市男女共同参画推進条例」に基づき、平成28年度から令和2年度までの概ね5年間を計画期間とする「北斗市男女共同参画基本計画」を策定し、各種施策を計画的に推進してまいりました。

国際社会では、平成27年に国連サミットにおいてが採択された17の「持続可能な開発目標（SDGs）」の1つとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられるなど、男女平等に向けた取組が積極的に進められています。

我が国においても、令和2年12月25日に、すべての女性が輝く令和の社会を目標とした第5次男女共同参画基本計画が閣議決定され、今後はあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大がより進んでいくものと思われま

す。社会的には、男女共同参画への理解は徐々に進んでいるものの、長い歴史の中で培われた性別による役割分担の意識や無意識の思い込み、慣習等は根強いものがあります。また、新型コロナウイルス感染症拡大による生活不安やストレスから、配偶者からの暴力の増加や、雇用の減少により経済的困難に陥るひとり親世帯の増加が懸念されております。

この度「北斗市男女共同参画基本計画」の計画期間満了に伴い、令和3年度から令和8年度までの概ね5年間を計画期間とした「第2次北斗市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」で規定する市町村推進計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」で規定する市町村基本計画を包含する計画となっております。今後も本計画に基づき、全ての市民の皆様が、性別にかかわらず一人一人がお互いの人格を認め合い、尊重しながら、性別にとらわれることなく個性と能力が十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現を目指して参りますので、今後とも御理解と御協力をお願い申し上げます。最後に、本計画を策定するに当たり、ご尽力いただきました北斗市男女共同参画プラン推進協議会の皆さまをはじめ、多くの貴重なご意見をいただいた市民の皆さまに心より深くお礼申し上げます。

令和3年3月

北斗市長 池田達雄

目 次

第1章 基本計画の考え方

1 策定の趣旨	．．．．． P2
2 計画の位置づけ	．．．．． P2
3 期 間	．．．．． P3
4 基本理念	．．．．． P3
5 構 成	．．．．． P4
6 基本目標	．．．．． P4

第2章 基本計画の内容

1 基本目標	
「基本目標1 人間それぞれの“個”を認め合い、思いやりと優 しさを育む社会の形成」	．．．．． P6
「基本目標2 対等な社会参加で能力発揮をめざす環境づくり」	．．．．． P9
「基本目標3 安心して暮らせるための環境と健康づくり」	．．．．． P11
2 計画の総合的な推進	．．．．． P14

第3章 資料編

1	男女共同参画関連用語	．．．．．	P 16
2	日本国憲法（抜粋）	．．．．．	P 20
3	男女共同参画社会基本法	．．．．．	P 22
4	北斗市男女共同参画推進条例	．．．．．	P 30
5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	．．．．．	P 34
6	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	．．．．．	P 52